

東広島市高屋情報ラウンジ及び東広島市立高屋図書館の

営利を目的とした販売に関する規程

(趣旨)

第1条 東広島市高屋情報ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）及び東広島市立高屋図書館（以下「図書館」という。）において行う臨時的販売及び経常的な販売は東広島市公有財産管理規則（平成20年東広島市規則第16号。以下「財産管理規則」という。）第22条から第33条までの規定の定めるところにより許可するものとし、その運用に関しては、財産管理規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における「販売」とは、東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（以下「ラウンジ条例」という。）第8条又は東広島市立図書館設置及び管理条例（以下「図書館条例」という。）第11条に基づく使用許可として行うものではなく、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、財産管理規則に基づき許可するものとする。

2 この規程における「臨時的販売」とは、ラウンジ条例第1条に規定する目的（以下「ラウンジの目的」という。）及び図書館条例第1条に定める目的（以下「図書館の目的」という。）を妨げない限度において、ラウンジ及び図書館において営利を目的とした物品等の販売、入場料又は参加料の徴収をするものをいう。

3 この規程における「経常的な販売」とは、ラウンジの目的及び図書館の目的を妨げない限度において行う、次の行為をいう。

(1) ラウンジ及び図書館を利用する者のための厚生施設の用に供する営利目的の継続した販売行為。

(2) 前号の販売行為を想定した、チャレンジショップ、テストマーケティング等の試験的な販売行為。

(販売基準)

第3条 臨時的販売の基準は次のとおりとする。

(1) 販売の内容が、ラウンジの目的及び図書館の目的に合致すること。

(2) 使用に関する要件は、東広島市高屋情報ラウンジ及び東広島市立高屋図書館の使用に関する規程（令和8年4月1日制定）第9条第2項の規定を準用する。

(3) 販売可能場所の区分はフリースペース、交流センター及び図書館とする。

2 経常的な販売の基準は次のとおりとする。

(1) 販売可能場所は、ラウンジ及び図書館内の一部とする。

(2) 販売期間は、3日から1年間までの範囲内において、別に東広島市教育委員会と協議して定めることとする。

(3) 前号の期間は、更新することができる。

(営利を目的とした販売を行う者)

第4条 営利を目的とした販売（臨時的販売及び経常的な販売をいう。以下同じ。）ができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) ラウンジの目的及び図書館の目的に合致する活動をしようとする者。

(2) 財産管理規則第23条第2項の規定により東広島市教育委員会生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）の課長（第6条第2項において「課長」という。）から許可を得た者とする。

(許可の申請)

第5条 営利を目的とした販売をしようとする者は、財産管理規則第22条の規定による申

請書を生涯学習課に提出しなければならない。

(許可の決定等)

第6条 使用の許可に当たっては、財産管理規則第23条第1項の規定により審査を行う。

2 課長は、前項の規定により使用を許可すると決定したときは申請者に行政財産使用許可書を交付し、使用を許可しないと決定したときは申請者にその旨を通知しなければならない。

(誓約書の提出)

第7条 前条第2項の規定により許可を受けた者（以下「販売者」という。）は、財産管理規則第24条の規定により、誓約書を提出しなければならない。

(行政財産の使用許可の基準)

第8条 行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる場合は、財産管理規則第25条の各号のいずれかに該当する場合とする。

(行政財産の使用料等)

第9条 当該行政財産の使用に係る使用料の納付に関しては、財産管理規則第27条の定めるところによることとし、面積の算定方法は次のとおりとする。

(1) 第2条第2項の販売は、第3条第1項第3号の区分により面積を算定する。

(2) 第2条第3項の販売は、使用部分の面積により算定する。

(使用財産の転貸禁止等及び取消し)

第10条 使用財産の転貸禁止等及び取消しに関しては、財産管理規則第29条及び第30条の定めるところによる。

(使用財産の原状回復、返還及び検査)

第11条 使用財産の原状回復、返還及び検査に関しては、財産管理規則第31条から第33条までの規定の定めるところによる。

(個人情報の取扱い)

第12条 申請に係る個人情報は、使用の審査、連絡及び管理の目的に限り取り扱う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、生涯学習課が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。